

(別紙)

業 務 改 善 命 令

処分日：令和3年7月13日

業者名（代表者名） ・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
●●●●●（●●●●●） 東京都知事（●）●●●●● 令和●●年●●月●●日	●●●●●●●●●●●●●●	利息、保証料等に係る 制限等違反（※）

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- ・ 利息制限法第1条に規定する金額を超える利息（みなし利息を含む。）を受領し、又はその支払を要求しないこと。

【参考】

（※）利息、保証料等に係る制限等違反

貸金業法では、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならないことを貸金業者に義務付けています。

しかし、当該貸金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息を受領しました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>